

金属材料研究所新型コロナウイルスルールブック

新型コロナウイルス対策チーム 2022.06.01Ver.6

目次

I はじめに

1. ルールブックとは？
2. 今我々はどこにいるのか？
3. 新型コロナウイルスについて何がわかっているのか？

II 日常活動

4. 個人が守る行動のルール
健康管理、行動管理、行動記録、入館管理、自己点検
5. 衛生管理、感染防止のルール
換気、飛沫対策、手洗い、トイレ、清掃・消毒
6. 運営・業務のルール
部署内接触、テレワーク、部署間接触、業務計画

III 体調不良、感染や疑い発生時

7. 報告・連絡のルール

IV 出張

8. 出張のルール

V 外来者、共同研究、来訪者受入のルール

9. 工事、大型物品搬入のルール
10. 共同利用のルール
11. 共同研究、訪問者のルール
12. 納品のルール

VI 緊急事態におけるルール

I はじめに

1. ルールブックとは？

ルールブックとは、罰則付きの規則やべからず集ではなく、参加者が自ら決め、自ら守る事でゲームの成立を可能とする決まり事、ゲームにおいて要となる約束事です。どんな規則や注意事項も、参加者の自発的な意志と現場に応用するための柔軟で適切な工夫なくしては機能しません。新型コロナウイルスの蔓延した世界で、どのようにして研究や教育を行って行くか、このルールブックは、金属材料研究所が安全に活動を行うための指針です。

2. 今、我々はどこにいるのか？

世界的な感染症の大流行(パンデミック)において、ワクチンや治療薬等の根本的な解決が社会全体に普及し、終息するまでの間をフェーズ II と呼びます。ワクチン接種は各国で進み、大きな効果を発揮していますが、まだ治療薬は限られています。状況は 2021 年からかなり改善し、多くの国で活動の制限が相当撤廃されましたが、まだ、パンデミックの収束とは言える状況にはありません。日本でも、活動の制限を徐々に緩める過程にあり、状況を見極めながら、科学的な知見に裏付けられた冷静な移行方針を取る事が求められます。我々の行手には、フェーズ II の出口がはっきりと見えて来ました。しかし、そこに行き着くためには、着実に進む必要があります。

3. 新型コロナウイルスについて何がわかっているのか？

- 1) 飛沫感染予防が最も重要な対策
- 2) 接触感染防止のために手洗いの徹底
- 3) 発症前の感染や無症状の感染者が存在する

かってない感染対策が世界と日本で行われているにも関わらず新型コロナウイルスが抑え込めない最大の理由は、新しいオミクロンなどの変異株が本質的に空気感染し、感染力が強いことです。さらに、発症前 2 日間程度から感染させること、ならびに、感染していても無症状や軽症状の感染者が存在し、その状態で感染を広めることも理由です。また、変異株は、ワクチンの効果を下げます。図 1 に示すインフルエンザの流行報告に見られるように、新型コロナウイルスのための感染防止対策の実施により、毎年 100-200 万人が日本で感染するインフルエンザの流行が 2020 年以降は殆どありませんでした。その一方で、新型コロナウイルスの患者は 2022 年 1 月からの半年で、694 万人(人口比で 5.5%)にも達しています。その一方で、この間の死亡率は 0.17%と 2020-21 年よりかなり下がりました。

強い感染力に対応するためには、各自が体調の管理を万全にして、小さな変調でもテレワークを行うなどの感染予防の日常的な行動が大切です。また、状況に応じたリスクを自らがきちんと評価し、適切な行動管理や検査を行うことも必要です。さらには、ワクチンの効果が少ない人やリスクの高い方など、様々な状況の方がいることを、全員が理解して行動することが必要です。

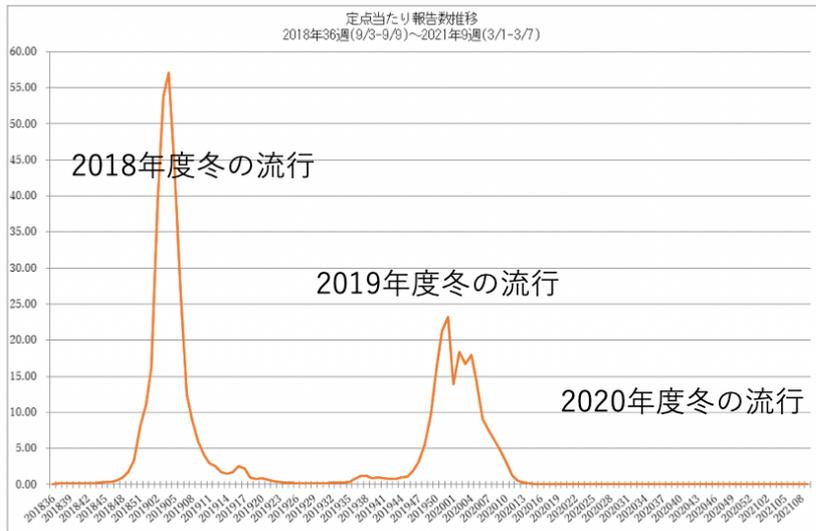


図1 インフルエンザ定点観測における週ごとの報告の推移。2020年度は前年の1/100程度である

4) 健康管理の徹底、リスクに応じた行動管理

感染リスクを下げ、クラスターにならないために、以下の行動が求められます。

- (1) 健康管理を徹底し、体調が少しでも悪い場合は、テレワーク等を行う。
- (2) 感染状況、接触頻度、接触の程度など、自らリスクを評価して、リスクの高い行動を避ける、あるいは、リスクの高い場合は検査を活用するなど、各自がリスク管理を実施する。
- (3) 感染防止対策に加えて、業務の合理的な遂行の観点から、慣例に捕らわれず業務遂行方法を合理的に改善する。

5) 感染防止のために自発的な行動を行い、協力と理解、共感を高める

感染防止対策は基本的行動の地道な積み重ねにより行われます。そのため、全員が自発的に行うことが必要で、号令や通知や管理だけで、実効性のある対策を行うことは不可能です。

新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性があります。そのため、対策には、全ての人の協力が必要です。感染防止対策1つを取っても、様々な考え方の人がいます。しかしながら、自分の家族が感染したり、濃厚接触者になった時の心配、心労を考えて見れば、全員が慎重に行動し、感染防止対策を徹底する人の考え方を理解し協力すること、高齢や健康リスクのある家族をもつ方の心配を理解すること、医療や社会基盤を担う場で働く家族を支えている方々に共感すること、これらのことは、当然のこととして、理解し、実行出来るのではないのでしょうか。

II 日常活動でのルール

4. 個人が守る行動のルール

ルール1—健康管理

- 1) 毎日体温をチェックし、風邪症状がある場合は、軽くても感染している可能性を考えて、自宅で接触を避けて経過を見る。
- 2) 発熱等があった場合は、医療機関で新型コロナウイルスでないと診断されて場合でも、(a)発症後に少なくとも5日が経過、(b)解熱剤を内服しない状態で解熱後72時間が経過、(c)咳や倦怠感等の症状が改善傾向、の3つを全て満たす事が復帰の条件となります。検査のない場合は、期間がことなるので最新のフローチャートを確認してください。
- 3) 体調変化等を報告しやすいように、部署で日頃から意思疎通を十分に図り、プライバシー保護を徹底してください。

ルール2—行動管理

- 1) 行動においてリスクの程度を判断して、常にリスク減に努力する。
- 2) 不要な密集や集団行動を避ける。
- 3) リスクが避けられない場合は、健康観察を強化する、PCR検査を活用するなどリスクに応じた対策を取る。
- 4) アルバイトは、感染防止策が十分に取られており、いわゆる.密閉空間、密集場所.密接場面のいずれにもあたらないことを確認する。

ルール3—行動記録

- 1) 全員が過去1週間の行動を記録しておく。
- 2) 濃厚接触となる主な項目は、(a)1日通算15分以上の会話、(b)同じ居室での長時間の業務、(c)飛沫感染防止が行えない場面(飲食等)、(d)密集を伴うイベント・会議への参加。
- 3) 感染者や感染疑いが発生した場合、自宅待機の範囲はこの行動記録によって決めます。記録がないと、2次感染を防げませんので、記録を必ず取って下さい。
- 4) 行動記録にあたっては、例えば体温の変動や私的な行動の詳細など、プライバシーに関わる部分の詳細の提示は不要です。感染防止対策に必要な情報に絞って、十分な配慮により聞き取りを行いますので、協力をお願いします。

ルール4—入館管理

- 1) クラスタ発生防止のため、建物の施錠管理と入館者の記録を行なっています。
 - (a) 学生証、職員証を登録して、建物入り口のカードリーダーに通してください。
 - (b) 新規移動者など、登録がなされていない金研教職員、学生はカードの貸与を受けるなどして毎日登録してください。
 - (c) 外来者については、IV 外来者、共同研究、来訪者受入のルールを見てください。

ルール5—毎週の自己点検(金研の教職員・学生のみ)

- 1) 毎週、自らの感染防止対策の実施状況を自己点検して下さい。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
凡例	4月30日	行動	5月1日	行動	5月2日	行動	5月3日	行動	5月4日	行動	5月5日	行動	5月6日	行動
自宅	0		0	自宅										
	1		1	自宅										
通勤・移動	2		2	自宅										
	3		3	自宅										
金研(部署内)	4		4	自宅										
	5		5	自宅										
金研(他部署)	6		6	自宅										
	7		7	通勤										
外出	8		8	金研研究 室										
	9		9	金研研究 室										
会合(3名以上)	10		10	金研研究 室										
	11	電顕室	11	金研研究 室										
	12	生協食堂	12	セブン										
職場で接触者	13		13	XXセン ター										
1日合計15分以上会 話	14		14	通勤										
2 m以内の距離で作 業	15		15	自宅										
同室で半日以上勤務	16		16	自宅										
	17	松屋,ダ イソー	17	自宅										
外出での立寄り先例	18		18	スーパー										
30分以上いた飲食 店	19		19	自宅										
多数の出入りする場 所	20		20	自宅										
	21		21	自宅										
	22		22	自宅										
	23		23	自宅										
	24		24	自宅										
		職場での 接触者		職場での 接触者										
		濃厚接 触者	XX先生	濃厚接 触者	XX先生									
		立ち寄 り先	松屋一 番 町	立ち寄 り先	セブン イ オン									
			ダイソー											

図 2 行動記録の例

5. 衛生管理、感染防止のルール

ルール 1-空気感染の防止

空気感染が最も多いため、以下の4つが重要となります。

- 1) 部屋を定期的に換気し、CO2 モニターなどで測定することを推奨します。
- 2) 飛沫感染を防止するサージカルマスクを着用する。
- 3) 受け付けなど対面作業が多い場所では遮蔽板、メガネ(目の粘膜への付着を防ぐ)やフェースガードなどを利用する
- 4) 業務場所での密度を下げ、1名あたりの体積を確保する。
- 5) 空気清浄機などを利用する。

ルール 2 手洗いの徹底

飛沫、くしゃみや排泄の残渣に含まれるウィルスは物質表面で長時間感染力を維持する事があります。そのため、共用物に触れたあとは必ず手洗いを行う事、手洗い前に顔、特に鼻や目を触らない事が必要です。不潔と清潔を意識して行動することで、接触感染のリスクを避ける事ができます。外や他部署から戻った時、食事(間食)前、実験や作業の区切り、外出や他の部署に出かける時などに手洗いを行いましょう。

ルール 3 トイレの管理

トイレは、だれもが使う場所であり、ドアのノブ、水栓、トイレットペーパーホルダー、便座等、多くの接触力所があるので、使用後は十分に手洗いをを行う。

ルール 4-清掃・消毒

感染防止のためには、感染を媒介する接触交差点—多くの人に触る場所や器具を定期的に清掃・消毒することも必要です。ドアノブ、エレベーター等のボタン、電話機、共用の情報端末等を定期的に消毒してください。アルコール消毒液は、燃えやすいので、適切な容器に入れ、内容の表示を行い、火気(電気を含む)のそばでの保管や使用は避け、ストックする場合は、アルコールの保管ルールに準じて取り扱う。手指消毒への利用を除き、スプレーボトルによる噴霧は禁止する。マイペット等の家庭用洗剤は、手軽に利用でき、管理が容易です。

6. 運営、業務のルール(BCP3, 4 の場合)

以下では主に、BCP3, 4 の場合の行動について記しています。このところ、BCP2 以下で推移していますが、備えとして、BCP3, 4 への対応を準備しておいて下さい。

ルール 1 研究・業務における部署内の接触を最低限にする

新型コロナウイルスが流行し、BCP3 や4 となった場合は、感染防止対策を強化する必要があります。

業務について

研究室・部署において、距離 2m の確保を目安に密集を避け、オンサイトでの共同作業が必要な場合は、人数と時間も最小限とする。また、安全のための立ち会いはカメラなども利用して間接的に行う。BCP4 において、業務時に 1 部屋に入る人数は 1 名を目安とする。大部屋の場合に多数の装置が設置され、この基準が適切でない場合は、25 m²に 1 名程度以下とする。

テレワーク、出勤について

- 1) BCP3 では、書類作業やデータ解析等のオンサイトで実施しなくてもよい業務はテレワーク等も駆使して行い、居室で無用に長時間滞在しないようにする。
- 2) BCP3 では、事務的業務のテレワーク率は 30-50%とし、最低 30%を確保する。
- 3) 公共交通機関を利用する出勤者は時差通勤を行う。
- 4) BCP4 におけるテレワーク率は特別な業務を除き 70%とする

ルール 2 研究室・部署間の直接的接触を最小限にする。

感染が起こった場合でも、全体に広げないために、不要な接触を最小限にする。

- 1) 書類や物品の受け渡しは、間接的な方法で行う事を徹底する。
- 2) 感染を媒介するような、多数が接触・集合するようなポイントを作らない。
- 3) 共通部署、他部署、他研究室への入室は必要最小減にする。
- 4) 所内の共通の器機利用等においては、利用者間の接触を避ける事を徹底する。
- 5) エレベーターの同乗は 3 名以下とし、同乗中静謐を保つ。3 階以下は階段を使う。

ルール3 業務計画、シフト計画

- 1) BCP3においては、各部署の責任者が、新型コロナ対策チームの通知に沿って業務計画を決定し、指示を行う。
- 2) BCP4においては、業務計画を新型コロナウイルス対策チームに提出し、承認を得て実施する。

III 体調不良、感染や疑い発生時のルール

7. 報告・連絡のルール

ルール1 新型コロナウイルス対策チームへの連絡

以下の場合、様子見等はせず、ただちに部署責任者あるいは本人から、新型コロナウイルス対策チームに連絡してください。プライバシーは保護するので、絶対に隠さず、躊躇無く報告すること。

- 1) 新型コロナウイルスの可能性のある発熱、風邪症状が生じた時
- 2) 1)について、コールセンターに連絡して相談した場合あるいは病院を受診した場合
- 3) 体調不良でコールセンターあるいは医者からPCR検査の指示を受けた場合
- 4) 体調不良でPCR検査を行い、陰性であった場合
- 5) 体調不良でPCR検査を行い、陽性であった場合
- 6) 所外の陽性者との接触が判明したが、濃厚接触者にならなかった場合
- 7) 所外の陽性者の濃厚接触者になった場合、もしくはPCR検査を指示された場合
- 8) 同居者がPCR検査の対象となった場合
- 9) COCOAから通知があった場合

連絡方法:

1. imr-covid19team@grp.tohoku.ac.jpへメール
2. 連絡がつかない場合総務係 022-215-2181(平日)か警務員室 022-215-2119(休日)に電話して、総務係へ連絡
3. 本部への報告は、事務から行います。
4. 対外的な情報発信は大学として行うので、研究所外に対して各人が感染者に関する情報を発信しない

IV 出張

8. 出張のルール

ルール1 BCP3, 4の下での出張は、全て所長決済

- 1) 出張の緊急性、必要性が明確であること、
- 2) 十分な感染防止対策が行えること
- 3) 人員が必要最小減に絞り込まれていること

- 1) 帰還後、1週間の注意期間とし、接触減に務める。週の新規感染者数が10万人あたり15名を越える地域(金研分類地域2)への出張後はPCR検査を実施する。
- 4) 講義、セミナー等対面のイベントには参加はしない
- 5) その他、地域の状態に応じた指示を遵守する。

ルール2 BCP1, 2の下での出張は、感染状況によって、許可もしくは確認事項

- 1) 緊急事態宣言地域などの金研分類地域1への出張は、必要性を検討し、所長決裁を得る。
- 2) 金研分類地域2(1週間あたり新規感染者数が人口比で0.1%以上)については、リスクに応じて、PCR検査などを実施する。

私的旅行については、許可・届け出の対象ではないが、出張の基準に準じて、各自がリスク評価をして、対策を実施すること。

V 外来者、共同研究、来訪者受入

13. 工事・メンテナンス・大型物品納品のルール

ルール1- BCP3, 4における工事・メンテナンス・大型物品納品については、地域によらず全て事前登録、許可制とする

- 1) 工事・メンテナンス・大型物品の納品は、来訪者と濃厚接触とならないで行えることを前提とする。
- 2) 対応人数は最小限とし、所内の他の関係者と接触しないように実施する。
- 3) 一定時間の接触が避けられない場合は、対応者は事後1週間の非接触とする。
- 4) 来訪者が金研区分の地域1, 2の場合は許可制とする。
- 5) 打合せはオンラインで行う。

ルール2- BCP2, 1における工事・メンテナンス・大型物品納品については、地域に応じて、届け出確認もしくは登録とする。

- 1) 来訪者の登録サイトから、感染状況に応じた期限までに登録を行って下さい。BCP1においては、登録は必要ですが、事前許可は不要です。

14. 共同利用のルール

ルール3- BCP3, 4における共同利用は、地域によらず全て許可制とし、以下の条件を満たすものとする。

- 1) 実施の緊急性と必要性が明確であること
- 2) 所属先の責任者(研究科長等)から、現在の状況で派遣が許可されていること
- 3) 受け入れ教員の支援無くして基本的に非接触で実施が可能であること
- 4) 来所前の1週間の期間について、高感染地域への出張、グループでの飲食などリスクある行動がなく、行動管理がなされていること

- 5) 来所時には、ホテルと金研以外と最小限の買い物以外の場所に立ちよらないことを理解していること
- 6) 健康状態に問題がないこと
- 7) 必要と判断する場合 PCR 検査への協力を依頼する場合がある。
- 8) 届け出は共同利用届けにより 2 週間前までに行う。

ルール 4- BCP1, 2 における共同利用は、高感染地域からは許可制とする。

- 1) 来訪者が金研区分の地域 1, 2 の場合は許可制とし、BCP3, 4 と同様に感染防止対策をとす。届け出は共同利用届けにより 2 週間前までに行う。
- 2) 県内、学内の共同利用は、共同利用届けを確認し、受け入れ部署の管理下で実施する。

15. 一般の共同研究、訪問のルール

ルール 5—一般の共同研究、訪問者については、共同利用の基準に準ずる。

- 1) 実験を行う来訪者は、怪我や事故に対応する保険、責任賠償保険に加入し、安全教育を受けていることが必要となる。

16. 納品のルール

ルール 6— 納品場所は BCP に応じて定める。

- 1) BCP 4 においては、納品は納品室等指定された場所とし、可能な限り間接的な方法で確認する。
- 2) BCP3 においては、納品は納品室等指定された場所とする。
- 3) 納品検査室で受領出来ない薬品等は、建物の入口で受け渡しを行う。
- 4) BCP2, 1 については、納品検査室に加えて、入館証をもつ業者は、研究室の許可を得て、研究室まで配達を行う事が出来る。

VI 地震・火災等他の災害が発生した場合

ルール 1 地震・火災等他の災害が発生した場合は、避難と安全確保が最優先するため、感染防止については、避難が完了し、安全が確認されるまでは優先事項としない。

- 1) 避難場所については、従来の計画通り指定された場所とするが、集合した後では、グループ間で出来るだけ距離を取り、必要以外の会話は行わず静粛を保つ。
- 2) ヘルメットに装着したマスクを煙対策と感染防止のために、速やかに装着する。
- 3) 安全が確認後、引き続き所外で待機する場合は、指揮統制班は、避難場所を分散させるように指示する。
- 4) 大規模地震等の場合は、対処に不要な人員を帰宅させ、密度を下げることで感染防止を図る。
- 5) 避難場所や指揮統制所を開設する場合も、感染防止を考慮して、密度を下げる。